

## 浜松市住宅政策普及啓発のための各種催事等への参加（出展等） に要する会場借上費用等の支払いに関する事務処理要領

### （目的）

第1条 この要領は、市民へ有益となる住宅に関する情報発信及び多様な住宅政策の普及啓発を図るため、市内でおこなわれる民間事業者等が主催する各種催事等へ市が参加（出展等）する場合に要する会場借上費用等の支払いについて必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）催事等 市民へ有益となる各種催事等で市が事業後援するものをいう。
- （2）主催者 催事等を主催する民間企業、NPO法人、その他団体をいう。
- （3）会場借上費用等 催事等へ市が参加（出展等）する場合に要する会場借上、設営、保険、警備等の費用をいう。

### （条件等）

第3条 市が参加（出展等）し、会場借上費用等の支払いをすることができる催事等は、市民へ有益となる住宅に関する情報発信及び多様な住宅政策の普及啓発に有効であると市が認めたものに限る。

- 2 主催者が市に会場借上費用等の支払いを求めることができる条件は、別表1に定めるとおりとする。

### （会場借上費用等）

第4条 会場借上費用等は、別表2に定める対象経費で支払上限額内とする。

### （支払対象者）

第5条 会場借上費用等の請求ができる者は、主催者とする。

### （会場借上費用等の請求及び支払い）

第6条 支払対象者が会場借上費用等を請求する場合は、内訳書および請求書を市へ提出する。

- 2 請求は、市が参加（出展等）した催事等の終了後とする。
- 3 市は、第1項による請求に基づき、第4条に定める会場借上費用等を支払うものとする。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

会場借上費用等支払条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催前年度において、催事等の開催及び参加（出展等）について市と協議をおこない、市が予算措置しているものに限る。</li> <li>2 開催に先立ち、市に対し必要となる情報提供及び連絡調整をおこなうこと。</li> <li>3 催事等の会場内に当市が出展等をするスペースを 5 m<sup>2</sup>以上確保すること。</li> <li>4 他の出展者と同程度の駐車スペースを確保すること。</li> <li>5 他の出展者と同程度の基礎設備の設営及び撤去をすること。</li> <li>6 当市の出展スペースにおける展示等の内容について関与しないこと。</li> <li>7 必要な保険加入、警備等をおこなうこと。</li> </ol>
-------------	---

別表 2 (第 4 条関係)

	対象経費 (市が出展等のために直接関与した部分に限る)	支払上限額
会場借上費用等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設、駐車場等の借上賃料。 (警備、保険等に関わる経費を含む)</li> <li>2 上記 1 に関わる光熱水費。</li> <li>3 ブース等により小間割される場合は、市が使用する部分に関わるブース等の設営撤去費。</li> <li>4 参加者の共用となる部分の必要経費。</li> <li>5 その他市が必要と認める経費。</li> </ol>	<p>当該年度の予算の範囲内とする。</p> <p>(当該年度に複数の催事等への参加（出展等）が想定される場合は予算額を開催数割した額とする。)</p>